

# 『解雇の金銭解決制度についての学習会』

日 時 2023年1月16日（月）午後6時30分～午後8時頃

講 師 島田度 弁護士

(全面オンライン・要参加申込)

日本労働弁護団北海道ブロックでは、職場で日夜奮闘されている労働組合の皆様及びご関心のある皆様と共に、これまで、大きな問題となっている労働関係の諸問題について勉強会を開催しております。

現在、厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会では、解雇の金銭解決制度についての検討が行われています。

この制度は、裁判において解雇が無効であると確認されても、労働者の職場復帰ではなく、解決金の支払いによって雇用関係を終了させようとするものです。

現在、検討されている案では、金銭解決を求める権利は労働者にのみ与えられる制度となっていますが、一度このような制度ができれば、法改正により、使用者側にも金銭解決を求める権利が与えられ、労働者の職場復帰を不可能とすることになりかねない危険を含みます。

そこで、日本労働弁護団北海道ブロックでは、まず、この制度の内容について、正確に理解し、その問題点を考えいくこととしました。

多くの労働組合関係者の皆さん、労働者の皆さんのご参加をお待ちしております。

★ 学習会は全面オンライン(Zoom)での開催となります。

参加をご希望される方は、右のQRコードから参加受付用のグーグルフォームを通じて参加申し込みをしてください。

学習会の日程が近づきましたら、申し込みをしていた方に、学習会参加のためのURLをメールにてご送付いたします。



主 催：日本労働弁護団北海道ブロック

お問合わせ先：北海道合同法律事務所 弁護士加藤丈晴

TEL 011-231-1888 FAX 011-231-1785